

相続に関する相談事例

- ・ 自筆証書遺言の書き方・遺留分について
- ・ 亡父の遺産分割協議がもめて、まとまらない状態、母が将来を心配し、遺言書を書こうとしている。その表現方法を相談
- ・ 平成 年 月 日に主人が亡くなった。遺言はない。相続手続きについて
- ・ 父のもっている土地・建物等の将来の相続について
- ・ すでに済ませた信託銀行の公正証書遺言を長女がそれを知って、修正（付言事項付加）したい
- ・ ご主人が亡くなって11年。息子が2名で1名は亡くなって子どもがあり、登記を移す。ご主人名義を自分に
 - ・ 相続の段取りについて
 - ・ 遺言・相続税について
 - ・ 遺産分協議書について
 - 認知症の方は法定後見人選任の手続きは
 - 行方不明の方については
 - 米国在住の方については
- ・ 父親の死亡（数年前）に伴う遺産分割でもめている。相続人4人で母・長男（相談者）・妹2人（1人はアメリカ在住）。法定相続分で分けるよう提案しているが、下の妹からクレームがつき、そのままになっている。
- ・ 遺言書の書き方
 - 相続人は妻と長男と長女だが、長男は勝手に家を出て行き、相続させたくない。
孫に財産をやりたいが、
- ・ 相続税の基礎控除・贈与税・負債について
- ・ 相続の仕方で推定相続人は母・子ども3人
- ・ 遺言書の書き方
 - 相続人は妻と長男、二男の3人だが、二男が障害者のため将来を考えて、遺産は妻と二男の2人に1/2ずつ相続させたいが、長男に前もって言うておけば可能か

- ・友達に2回に亘って、計数千万円貸して、現在元金も残っている。その友達が亡くなり、配偶者が相続した。その配偶者と返済交渉をしている。現金もなく、不動産も数百万円位の価値しかない。配偶者に遺言書を書いてもらって、全財産を遺贈してもらいたいと思っている（配偶者に兄弟あり）
 - ・遺言書を書いた方がよいか（相続人は配偶者・子どもが2人で子どもには配偶者や子供がいる）
 - ・母が数年前に死亡し、父から相続した不動産（母 1/3、姉 1/3、弟 1/3）の移転手続きをしたい。弟が精神状態が悪化してきたので、母からの相続を放棄することができるか
 - ・相続（戸籍謄本について）
 - ・土地の相続でもめている（土地は49坪）
 - ・相続税の修正申告（遺留分を侵害され、減殺請求が成立）
 - ・相続手続きについて
 - もし今、父及び母が死亡したら、1戸建ての建物の相続関係はどうなるか
 - ・20坪の土地・建物の相続登記について
 - ・相続人がお互いに遠隔地にいるため、相続手続きは
 - ・ある土地の建物を父が孫名義にしようとするので、止めさせることができるか
 - ・会社の債務があるため、私が亡くなった後が心配（相続）
 - ・遠隔地にある私が相続した土地を、身内が勝手に使用しているので、使用权を請求したいが
 - ・相続放棄の仕方は、相続人は東京と遠隔地に2人いる
 - ・遺言書が見つかり、相続人である子から私（孫、代襲相続人）に連絡があり、遺言書には私の事が載っていないことに不信感があったのでどうすれば良いか
 - 又、相続人の子が勝手に遺言書を開封した
 - ・生前贈与をする場合にはどうすればよいか、その時に相続時精算課税のやりかたはその時に注意点は、土地建物の登録免許税や不動産取得税が発生することです
- 上記の相談事例はごく一部の内容です。